

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念の3つの要素のうち「PURPOSE」において「金融サービスを通じて、地域社会の繁栄に貢献します」と定めております。お客さま、地域社会、従業員、株主などあらゆるステークホルダーからの信頼をより確かなものとし、地域金融グループとして地域社会の発展に貢献していくため、透明・公平かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的とした実効性あるコーポレートガバナンス体制の構築を経営の最重要課題の一つとして、その強化・充実に取り組んでいきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4】(政策保有株式)

- ・当社グループは、地域金融グループとして保有意義および経済合理性を十分に検証し、当社グループの企業価値の維持・向上につながらない場合には、政策保有先の十分な理解を得た上で、縮減に努めていきます。
- ・政策保有目的の株式については、毎年取締役会で個別銘柄毎に保有意義及び経済合理性の検証を実施していきます。
- ・政策保有株主から売却の意向が示された場合、取引の縮減を示唆する等、売却を妨げません。
- ・政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、当社や株主共同の利益を害するような取引は行いません。
- ・政策保有株式の議決権行使にあたっては、当社グループと政策保有先双方の持続的成長と中長期的な企業価値向上に適うか否かを基準に議決権を行使します。
- ・議決権行使にあたっては、当社グループの企業価値や株主利益に影響を与える等、慎重な検討が必要とされる議案については、政策保有先と個別に対話を行い、賛否を判断します。

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

- ・当社および株主の共同の利益を害する、またはそうした懸念を惹起することがないよう、取締役は、利益相反取引を行う場合、取締役会の承認を得ることとします。

【補充原則2 - 4 - 1】(中核人材の登用等における多様性の確保)

- ・企業の中核人材における多様性の確保と多様性の確保に向けた人材育成方針並びに社内環境方針およびその実施状況については、後記「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の「3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」に記載しておりますのでご参照ください。

【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

- ・当社グループでは、企業年金が運用の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるようにグループ各社において以下の体制を構築しております。
- ・愛知銀行においては、基金の代議員会、資産運用委員会の構成員には、財務部門や人事部門経験者等適切な人材を登用するとともに、受益者代表として従業員組合幹部等を配置しております。また、資産運用委員会において定期的に委託先である運用機関の運用状況のモニタリング等を行っております。
- ・中京銀行においては、積立金の最良の運用方針や資産構成割合等の検討を目的とした「資産運用委員会」を定期的開催しており、資金運用部門、リスク管理部門、人事部門における資産運用や企業年金制度に精通した人材を構成員とし、運用受託機関からの報告等に基づき、有効な議論を交わしながら企業年金の運用管理を実施しております。また、運用受託機関の選定や運用状況のモニタリングにあたっては、運用実績等の定量的評価に加え、運用方針、体制等も含めた総合的な評価を行っております。

【原則3 - 1】(情報開示の充実)

(1) 経営ビジョン、経営戦略

経営ビジョンおよび中期経営計画を策定し公表しております。詳細は当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

< 経営ビジョン > <https://www.aichifg.co.jp/shareholder/guidance/stockholder/>

< 中期経営計画 > <https://www.aichifg.co.jp/shareholder/disclosure/plan/>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書の「1. 基本的な考え方」に掲載しておりますので、ご参照ください。

(3) 報酬の決定方針と手続き

当社の役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定めつつ、具体的な報酬等の額については取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会にて決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議により決定するものとする予定であります。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の決定に際しては、報酬委員会での審議、答申を経ることで、その透明性及び客観性の確保に努めてまいります。

なお、当社の設立の日から2023年3月31日で終了する事業年度に係る定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬、賞その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益の総額は、2022年6月24日に開催された愛知銀行及び中京銀行の定時株主総会にて承認され、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については年額260百万円以内とし、監査等委員である取締役については年額90百万円以内とする旨を定款(附則)に定める予定であります。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名方針と手続き

・取締役会は、銀行業務に精通した一定数の社内取締役と、社外における豊富な経験と多様な知見を有する社外取締役により、取締役会全体として知識・経験・能力のバランスと多様性を備えた構成としております。

・取締役候補者は、決定プロセスの透明性・公正性を高めるため、「取締役候補者の選任および取締役の解任に関する方針・基準等」に基づき、取締役会の諮問機関である人事委員会の協議を経て、取締役会にて決定します。

【取締役候補者の選任および取締役の解任に関する方針】

取締役会は、当社の企業理念や具体的な経営戦略、取り巻く環境等を踏まえ、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立する形で構成します。

【取締役候補者の選任および取締役の解任に関する手続き】

取締役会は、その過半数を社外取締役で構成する人事委員会において選解任に関し協議の上、議案の決定をします。

【取締役候補者の選任および取締役の解任基準】

(社内取締役候補者の選任基準)

1. 取締役として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待できること
2. 当社の経営ビジョン「VISION」およびコンプライアンス基本方針に従い、誠実に職務を遂行するとともに、取締役としてふさわしい人格、識見を有すること

3. 銀行業務における豊富な経験、優れた実績と、経営に必要な知識および能力を有すること

(社外取締役候補者の選任基準)

1. 取締役として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待できること
2. 経営ビジョンおよびコンプライアンス基本方針を理解・遵守し、取締役としてふさわしい人格、識見を有すること
3. 経営、法務、財務、会計、行政、教育等の分野における専門的知見、豊富な経験を生かして、経営に対する助言・監督を行うことができること
4. 当社の定める独立性の要件を満たしていること

(社内および社外取締役の解任基準)

取締役として、以下に該当する場合は、人事委員会にて解任につき協議します。

1. 法令または定款に違反する行為を行った場合
2. 職務を怠慢することにより、著しく企業価値を毀損させた場合
3. 健康上の理由等から、職務の遂行が困難となった場合
4. 選任基準に定める基準のうち、いずれかを充足しなくなった場合

(5) 経営陣幹部の選任および取締役・監査役候補者の指名の理由

当社の取締役候補者個々の選任・指名理由につきましては、愛知銀行「第113期 定時株主総会招集のご通知」及び中京銀行「第116期 定時株主総会招集のご通知」に掲載しておりますので、ご参照ください。

(<https://www.aichibank.co.jp/shareholder/guidance/stockholder/>)

(<https://www.chukyo-bank.co.jp/ir/meeting/>)

【補充原則3-1-3】(サステナビリティの取組み)

サステナビリティの取組みについては、後記「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の「3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲)

・取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、法令で定められた事項ならびにその重要性および性質からこれに準ずると認められる事項を除き、業務執行の決定を経営会議へ委任しております。

【原則4-9】(独立性判断基準)

社外取締役候補者の選任につきましては、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、当社の定める「独立性判断基準」を満たすものとしております。当社の定める独立性判断基準は、以下の通りです。

【独立性判断基準】

社外取締役の独立性判断基準として、以下の基準を定める。

- (1) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと
- (2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者ではないこと
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)
- (4) 当社の主要株主またはその業務執行者ではないこと
- (5) 最近において、上記(1)から(4)のいずれかに該当していた者ではないこと
- (6) 次に掲げる者(重要でない者を除く)の近親者ではないこと

上記(1)から(5)に該当する者

当社の子会社の業務執行者

当社の子会社の業務執行者でない取締役

最近において または当社の業務執行者に該当していた者

「最近」

・実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点などをいう

「重要」

・業務執行者については、役員・部長クラスのもの。会計専門家・法律専門家については、公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう

「近親者」

・二親等以内の親族

【補充原則4-10-1】(指名・報酬などの重要事項を検討する独立した委員会の設置)

当社は、取締役の指名(後継者計画含む)や報酬などの重要事項を検討することを目的に、取締役会の下に独立した人事委員会・報酬委員会を設置しております。人事委員会・報酬委員会は、委員長を社外取締役が務め、委員長含む社外取締役3名と代表取締役2名で構成しております。人事委員会・報酬委員会では、取締役や経営幹部の選解任、後継者育成方針、報酬などを協議し、取締役会に答申しております。

【補充原則4-11-1】(取締役会の構成)

- ・上記「原則3 - 1(4)」に基づく開示をご参照ください。
- ・当社取締役(監査等委員である者を含む)の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを、本報告書の最終頁に掲載しております。

【補充原則4-11-2】(役員の兼任状況)

社外取締役の兼任状況につきましては、愛知銀行「第113期 定時株主総会招集のご通知」及び中京銀行「第116期 定時株主総会のご通知」に掲載しておりますので、ご参照ください。

(<https://www.aichibank.co.jp/shareholder/guidance/stockholder/>)

(<https://www.chukyo-bank.co.jp/ir/meeting/>)

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性評価)

・取締役会は、毎年、各取締役の自己評価等を参考にしつつ、取締役会の実効性が確保されているか分析・評価を行い、その概要を開示します。

【補充原則4-14-2】(取締役に対するトレーニング方針)

当社は、取締役がその役割・責務を果たしていくうえで必要な知見および能力を向上させるため、就任時および就任以降も継続して外部機関が提供する講習等を含めた機会を提供・斡旋するとともに、その費用を支援します。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

・当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲および方法により、株主との建設的な対話の促進に努めます。

・株主との対話は、経営企画部担当役員を責任者とし、機会の提供を図るとともに、関係部門と有機的に連携し対応します。

・株主との対話の一環として、定期的に会社説明会を開催するとともに、ホームページやディスクロージャー誌等により、適切かつ分かりやすい情報開示に努めます。

・株主との対話において寄せられた意見等については、経営陣に対して適切にフィードバックを図ります。

・株主との対話にあたっては、金融商品取引法など法令に基づき、インサイダー情報の適切な管理と情報開示の公平性の確保に努めます。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|-------------------------|-----------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 4,351,191 | 8.86 |
| ミソノサービス株式会社 | 2,174,000 | 4.43 |
| 株式会社日本カस्टディ銀行(信託口) | 2,107,778 | 4.29 |
| 株式会社日本カस्टディ銀行(信託口4) | 1,739,153 | 3.54 |
| 愛知銀行従業員持株会 | 1,064,221 | 2.17 |
| 日本生命保険相互会社 | 925,845 | 1.88 |
| 東邦瓦斯株式会社 | 911,792 | 1.86 |
| 日本碍子株式会社 | 806,859 | 1.64 |
| 住友生命保険相互会社 | 703,500 | 1.43 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 684,954 | 1.39 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

3. 企業属性

| | |
|-------------|------------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 プライム、名古屋 プレミア |
|-------------|------------------|

| | |
|---------------------|-----------------|
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 銀行業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 20名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 15名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 5名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 5名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 江本 泰敏 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 柴田 雄己 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 村田 知英子 | 税理士 | | | | | | | | | | | | | |
| 栗本 幸子 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 我妻 巧 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等 委員 | 独立 役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|--------|-----------|----------|--|---|
| 江本 泰敏 | | | | 江本氏は、弁護士としての専門的な法務知識と幅広い経験を有しており、監査等委員である社外取締役として経営に対する助言・監督等に活かしていただくことを期待しております。 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により当社の監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。 なお、同氏は、証券取引所および当社の定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員と判断し、独立役員に指定しております。 |
| 柴田 雄己 | | | 柴田雄己氏は当社グループの取引先である名古屋鉄道株式会社および名鉄運輸株式会社の出身者です。 同社と当行グループの間には通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして独立性に懸念はないと判断され、概要の記載を省略しております。 | 柴田氏は、名古屋鉄道株式会社代表取締役副社長、名鉄運輸株式会社代表取締役社長等の要職を歴任され、会社経営の豊富な経験と高い見識に基づく助言、提言をいただけることを期待しております。 なお、同氏は、証券取引所および当社の定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員と判断し、独立役員に指定しております。 |
| 村田 知英子 | | | | 村田氏は、名古屋国税局採用後、国税局の要職、税務署長などを歴任し、豊富な税務や会計知識を有しております。現役の税理士であり、社外取締役として、銀行の税務及び会計処理方法についての意見やアドバイスをいただくと共に、財務の正確性や透明性確保に貢献していただけることを期待しております。 上記の理由により当社の監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。 なお、同氏は、証券取引所および当社の定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員と判断し、独立役員に指定しております。 |
| 栗本 幸子 | | | | 栗本氏は、長らく愛知県行政の中核に携わってこられた豊富な経験に基づく幅広い見地から、助言、提言をいただけることを期待しております。 なお、同氏は、証券取引所および当社の定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員と判断し、独立役員に指定しております。 |

| | | | |
|------|--|--|--|
| 我妻 巧 | | 我妻巧氏は、愛知銀行と取引のある株式会社インテックの役員を務めておりましたが、2021年4月顧問を最後に常勤監査役に就任しております。取引の規模、性質に照らして独立性に懸念はないと判断され、概要の記載を省略しております。 | 我妻氏は、長年にわたりTISインテックグループの株式会社インテック及び北国インテックサービス株式会社において経営の要職を歴任されております。IT・システム分野の経験・見識を活かした提言と監査役経験に基づき当社の監査等委員である取締役として経営に対する監督機能を発揮していただけることを期待しております。 上記の理由により当社の監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。 なお、同氏は、証券取引所および当社の定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員と判断し、独立役員に指定しております。 |
|------|--|--|--|

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|--------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 6 | 1 | 1 | 5 | 社内取締役 |

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務を補助する常勤の職員を設置しております。当該職員は他の業務を兼務しないものとし、当該職員の選任については、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取し、これを尊重するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と内部監査部門(監査部)及び会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)は、定例的な会合を行い情報を共有するなど、緊密な連携を図る体制としております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|------------------|--------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 人事委員会 | 5 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 社外取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 報酬委員会 | 5 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 社外取締役 |

補足説明

取締役会の機能を補完するため、取締役会に、取締役の報酬に係る事項の協議を行う機関として「報酬委員会」、及び取締役の選任・解任に係る事項を協議する機関として「人事委員会」を設置しております。社外取締役が各委員会の委員(各委員会は社外取締役が委員長)に就任し、決定プロセスの客観性・透明性を高めております。

報酬委員会(必要に応じて随時開催)

取締役の報酬等に関する事項を協議します。

人事委員会(必要に応じて随時開催)

取締役に係る次の事項を協議します。

- ・株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する事項
- ・取締役会に提出する代表取締役および役付取締役の選定および解職に関する事項
- ・その他取締役の人事に関する重要事項

【独立役員関係】

| | |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 5名 |
|---------|----|

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|-----|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | その他 |
|---------------------------|-----|

該当項目に関する補足説明

当社の連結子会社である愛知銀行と中京銀行では下記の通り「ストックオプション制度」を導入しております。

○愛知銀行

株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。株式報酬型ストックオプションは、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てます。

○中京銀行

株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。株式報酬型ストックオプションは、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して新株予約権を年額50百万円以内の範囲で割り当てます。また、執行役員に対して、取締役に対して株式報酬型ストックオプションの内容と同内容の新株予約権を、取締役会の決議により割り当てます。

| | |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 | |
|-----------------|--|

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

| | |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等の総額は、有価証券報告書にて開示する予定です

| | |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

取締役の報酬等につきましては、定時株主総会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員及び監査等委員である取締役全員の報酬限度額を決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、定時株主総会において決議された報酬額(年額260百万円)の範囲内で、過半数を社外取締役で構成する報酬委員会の協議を経て取締役会の決議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については、定時株主総会において決議された報酬額(年額90百万円)の範囲内で、監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員会には、常勤の監査等委員を置き、経営会議や各種委員会など重要な会議に出席することで行内情報の収集に努め、社外取締役との共有を図る体制としております。また、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、常勤で専任のスタッフを置いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 会社の機関の内容

a. 取締役会

取締役会は、原則毎月開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項等業務執行について協議・決議し、取締役の職務執行の監督を行います。なお、取締役は、15名であり、監査等委員である取締役は6名(うち、社外取締役5名)であります。

また、取締役会には、取締役の報酬に係る事項の協議を行う機関として「報酬委員会」、及び取締役の選任・解任に係る事項を協議する機関として「人事委員会」の2つの諮問機関を設置し、社外取締役が各委員会の委員(各委員会は社外取締役が委員長)に就任し、決定プロセスの客観性・透明性を高めております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、原則毎月開催し、法令、監査等委員会規則等に従い、取締役の職務執行の監査・監督を行います。

監査等委員である取締役は、6名であり、うち5名は社外取締役であります。

c. 経営会議

経営会議は、取締役(監査等委員である取締役を除く)で構成され、原則毎週開催し、あらゆる経営課題について議論を交わし、当社グループ情報の共有化、迅速な意思決定と業務遂行に努めております。また、監査等委員が参加して、必要に応じて意見を述べる体制としております。

d. その他の委員会

コンプライアンス委員会、グループ経営管理委員会など組織横断的な各種委員会を設置し、経営陣の関与を高めながら、法令等遵守及び収益管理等経営に関する重要事項を幅広く協議しております。

(2) リスク管理体制の整備の状況

a. リスク管理委員会

リスク管理委員会は原則隔月開催し、各リスク所管部署から市場リスク・信用リスク・流動性リスク等の様々なリスク状況の報告を受け、適切なリスク管理の運営を行うとともに、リスク管理の高度化に取り組んでおります。

b. 監査部

内部監査部門として監査部を設置して、連結子会社を含めた業務執行状況の監査の強化を図っております。

(3) 内部監査及び監査等委員会監査、会計監査の状況

内部監査は、取締役会直轄の組織である監査部により、本部各部及び連結子会社の内部管理体制(リスク管理体制を含む)等の適切性・有効性について内部監査を実施しております。

監査等委員である取締役は、6名であり、うち5名は社外取締役であります。監査等委員会監査に関する事項は、監査等委員会で策定する「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」等に定めるとともに、監査等委員である取締役が、議決権を有する取締役として取締役会に出席するほか、監査等委員は、経営会議など重要な会議に出席し、議案内容等の検証を行うとともに業務執行に対する監査・監督を行います。

また、監査部長及び常勤の監査等委員は、原則隔月開催されるコンプライアンス委員会、リスク管理委員会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか法令等遵守並びにリスク管理の状況について監督を行います。

会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査につきましては、有限責任あずさ監査法人(指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 福井淳、池ヶ谷正、山田昌紀以下公認会計士7名、会計士試験合格者等4名、その他10名)と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

なお、監査等委員会と内部監査部門(監査部)及び会計監査人(有限責任あずさ監査法人)は、定例的な会合を行い情報を共有するなど、緊密な連携を図る体制としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役に、取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるとともに、権限の委譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率を高めることで更なる企業価値向上を図ることとしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|--|--|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 株主総会については、年間を通し最も集中する日を避けて開催するよう努めます。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 電磁的方法による議決権の行使(パソコン等を用いたインターネットによる議決権行使)を導入する予定であります。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加する予定であります。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 株主総会招集ご通知英訳版を作成し、当社ホームページに掲載する予定であります。 |
| その他 | 株主総会招集ご通知を法定期限よりも早期に発送し、発送前に東京証券取引所へ開示するとともに、当社ホームページに掲載する予定であります。また、株主総会での事業報告等の説明には、スクリーンに画像を映し出すなど、わかりやすい説明に努めます。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 半期ごとにアナリスト・機関投資家向けの説明会を開催する予定であります。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | ホームページにおいて、決算情報、決算説明会資料、ディスクロージャー誌等の情報を掲載していく予定であります。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 経営企画部を担当部署としております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、経営理念の3つの要素のうち「PURPOSE」において「金融サービスを通じて、地域社会の繁栄に貢献します」と定めております。お客さま、地域社会、従業員、株主などあらゆるステークホルダーからの信頼をより確かなものとし、ステークホルダーの利益を考慮する旨を規定しております。 |

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p> | <p>< サステナビリティの取組 > 当社は、サステナビリティ方針を制定しております。また、サステナビリティを巡る課題について、サステナビリティ委員会にて議論を行い、全社横断的なサステナビリティの取組みを推進しております。 サステナビリティ方針のもと、ESG/SDGsへの取組みにより、持続可能な地域社会の実現に向け貢献してまいります。</p> <p>【あいちフィナンシャルのサステナビリティ方針】 あいちフィナンシャルグループは、経営ビジョンのパーパスに“金融サービスを通じて、地域社会の繁栄に貢献します”を掲げ、その理念の下、事業活動を通じ「持続可能な社会の実現」と「当社グループの持続的な成長」を目指します。</p> <p>1. 環境課題への対応方針 持続可能な社会の実現には、環境課題への取組みを重要な経営課題と認識し、事業活動を通じて環境負荷の低減や生物多様性の保全などに取り組んでまいります。 環境に配慮した商品やサービスの開発・提供を通じて、環境問題に取り組むお客さまを支援します。 事業活動における省資源、省エネルギー等の推進に努めます。 環境課題への取組みに対する役職員に意識醸成に努めます。</p> <p>2. 社会課題への対応方針 地域を取り巻く様々な社会課題に対し、積極的かつ主体的に取り組むことにより、持続可能な地域社会の実現に貢献します。 人権に関する法令等を遵守し、あらゆる事業活動においてすべての人々の人権に配慮します。 地域経済の発展やお客さまのニーズ・課題解決に対し、当社グループ全体で総合的にソリューションを提供し、地域社会の持続的成長に貢献します。 役職員一人ひとりの価値観を尊重し、多様な人材が公正・適切な処遇のもと、健康で活躍できる職場環境を整備します。</p> <p>3. サステナビリティ推進体制 サステナビリティへの取組みを推進していくため、「サステナビリティ委員会」を設置し、気候変動をはじめとするサステナビリティに係る重要事項について協議するとともに、適切な事業ポートフォリオの構築、推進に必要な経営資源を適切に配賦し、体制整備を実施します。</p> |
| <p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p> | <p>「コーポレートガバナンスに関する基本方針」にステークホルダーに対する情報提供に係る方針を規定しております。</p> |
| <p>その他</p> | <p>< 中核人材の多様性の確保 > 当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、女性の活躍推進とともにグローバル人材育成、高齢者・障がい者の活躍支援など積極的にダイバーシティの推進に取り組んでいきます。 なお、グループ各社の取組は、ホームページにて公表しております</p> |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 当社及びグループ会社の役職員は、「PURPOSE」「MISSION」「VALUE」3要素から成る経営ビジョンを基に制定された「コンプライアンス基本方針」に従い、法令等を遵守し、社会規範に反することのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。
 コンプライアンスの統括組織としてはコンプライアンス委員会を、法令等遵守を統括管理するコンプライアンス担当部署としては、コンプライアンス・リスク統括部を設置し、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。
 役職員に「コンプライアンス・マニュアル」および「倫理・行動憲章」を周知し法令遵守の徹底を図る。また、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを毎年度策定し、取締役はその進捗状況や委員会等の報告を受け評価を行う。
 法令違反行為等を通報・相談する体制として、社内外に通報窓口を設置し、不正行為等の早期発見・早期解決及び是正を図る。
 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、取引を含めた一切の関係の遮断を図り、不当要求には断固として拒絶する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 「情報管理規程」等に基づき情報資産の適切な管理を図る。
 取締役会議事録をはじめ重要な各種委員会等の議事録・報告書を作成し、法令及び社内規定により、主管部で保管する。これらの文書については、取締役が常時閲覧できるよう社内規定に基づき文書の整理及び保存を行う。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 「リスク管理基本方針」及び「危機管理規程」に基づき、リスク種類ごとに基本規程・マニュアルを整備しリスク管理を図る。
 リスク管理の統括組織としてはリスク管理委員会を設置し、各種リスクの状況報告・統合的リスク管理等に関する協議・検討を行う。
 信用リスク・市場リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスク等の状況については、定期的に取り締役員へ報告される体制とする。
 取締役会直轄の組織として監査部を設置し、当社及びグループ会社の内部監査を行う。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要がある場合は随時開催する。各種委員会を設置し、重要な案件につき横断的な協議を行う。また、「組織・職制規程」「業務分掌規程」等に基づき、取締役の職務を明確化し、職務の執行が効率的に行われることを図る。

取締役は、その業務執行状況について定期的に取締役会に報告する。

5. 当社並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ経営管理規程」により、リスク管理・コンプライアンス等、グループ会社を管理する業務所管部署を定めるとともに、重要事項に関する当社への承認事項、報告事項を定める。

グループ会社の統括は経営企画部が担当し、「グループ経営管理規程」に基づきグループ各社から業務内容の報告を受けるとともに、グループ各社の指導・管理を行う体制とする。

また、当社の監査部はグループ会社の内部管理体制等の適切性・有効性について監査を実施する体制とする。

当社とグループ会社は、社内外の通報窓口について、統一的に運用・対応できる体制とする。

6. 顧客保護等管理体制

常にお客さま本位で考え、お客さまの満足と支持をいただくため、顧客保護等管理を行う。

経営理念およびコンプライアンス基本方針を踏まえて、お客さまの保護および利便性向上に向けた基本方針として、顧客保護等管理基本方針を策定する。

顧客保護等管理を基本的に次の項目としたうえで、各種規程等を制定し、周知を通じて、顧客保護等管理を行う。

- (1) 顧客説明管理
- (2) 顧客サポート等管理
- (3) 顧客情報管理
- (4) 利益相反管理
- (5) 外部委託管理

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するために監査等委員会事務局を設置し、常勤で使用人を所属させる。監査等委員会事務局の使用人の人数及び選任について、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取し、これを尊重する。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会事務局に所属する使用人の任命及び異動、人事考課については、監査等委員会の意見を尊重する。

監査等委員会事務局に所属する使用人は、監査等委員会以外からの指揮命令を受けない。

9. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会へ報告した者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

常勤の監査等委員へ、重要な稟議書・報告書は回覧し、また重要なリスクが生じた場合は報告する体制とする。

監査等委員会は必要に応じて報告事項等について取締役(監査等委員である取締役を除く。)又は使用人に説明を求めることができる体制とする。

常勤の監査等委員は、当社およびグループ会社の内部通報窓口の一つになり、通報・相談を受けることができる体制とする。また、通報者・相談者についての秘密を保持し、就業上の不利益等を被らないよう取扱う。

10. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、その費用を当社に求めることができる。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表者へのヒアリングなどを定期的に行う。また、弁護士、会計監査人、グループ会社の監査等委員、監査役会又は監査役、監査部門である監査部と連携し、定期的な会合を持つなどして監査が実効的に行われることを確保する体制をとる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に毅然として対応し、関係を遮断するため、以下の通り、基本方針を定め、グループ全体としてこれを遵守します。

グループ各社における、反社会的勢力との取引の遮断に努めるとともに、取引開始後に相手方が反社会的勢力であることが判明した場合には、基本方針に沿って適切に対応します。

(組織としての対応)

当社グループは、反社会的勢力に対しては、経営陣主導のもとグループ全体で対応します。また、反社会的勢力に対応するグループ各社の役職員の安全を確保します。

(外部専門機関との連携)

当社グループは、グループ各社を通じ、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築することに努めます。

(取引を含めた一切の関係遮断)

当社グループは、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断します。

(有事における民事と刑事の法的対応)

当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対しては毅然と拒絶し、必要に応じて民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(裏取引や資金提供の禁止)

当社グループは、いかなる理由があっても、反社会的勢力との裏取引、不適切な便宜供与、資金提供を行いません。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

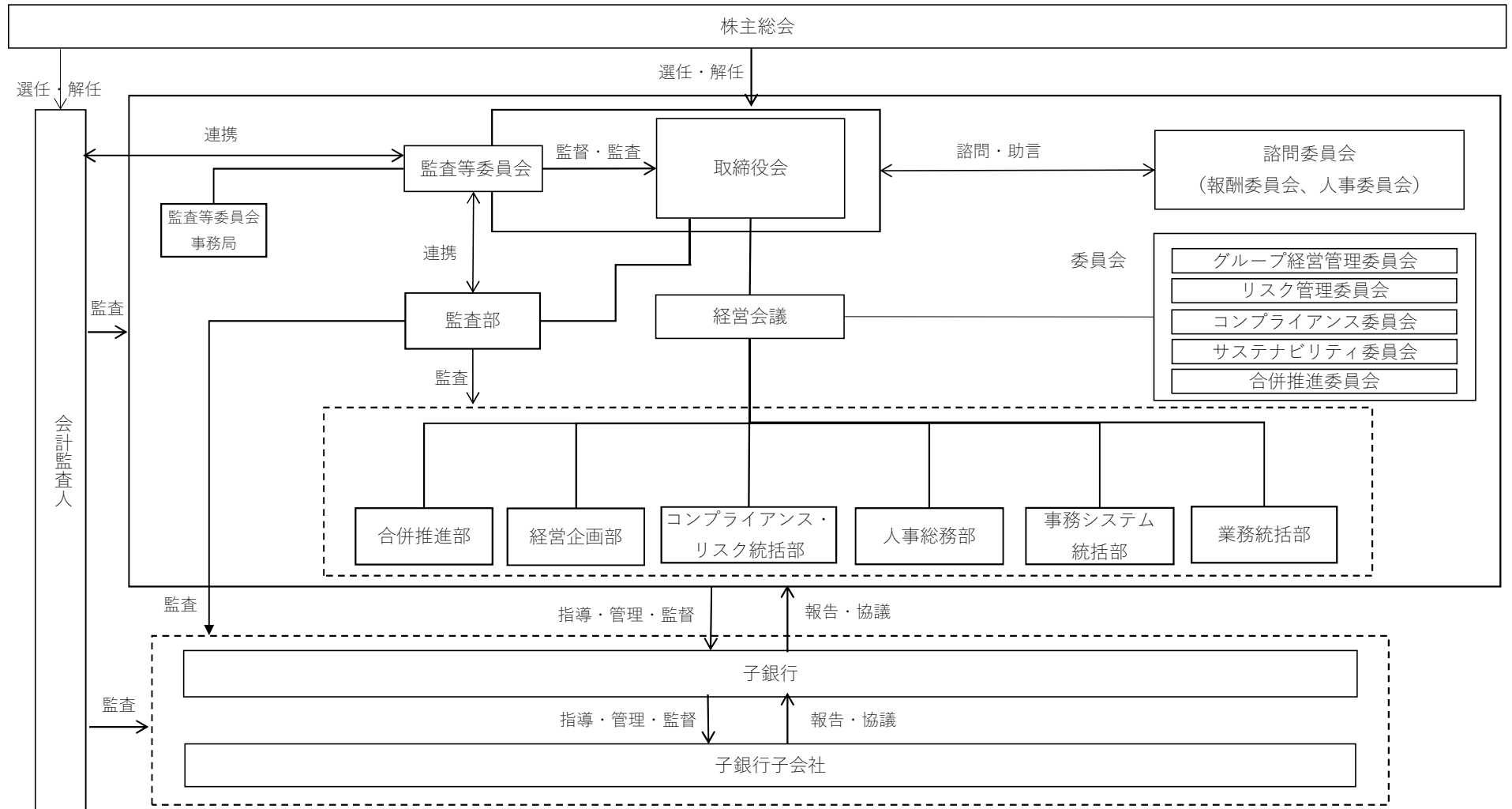
買収防衛策の導入の有無

なし

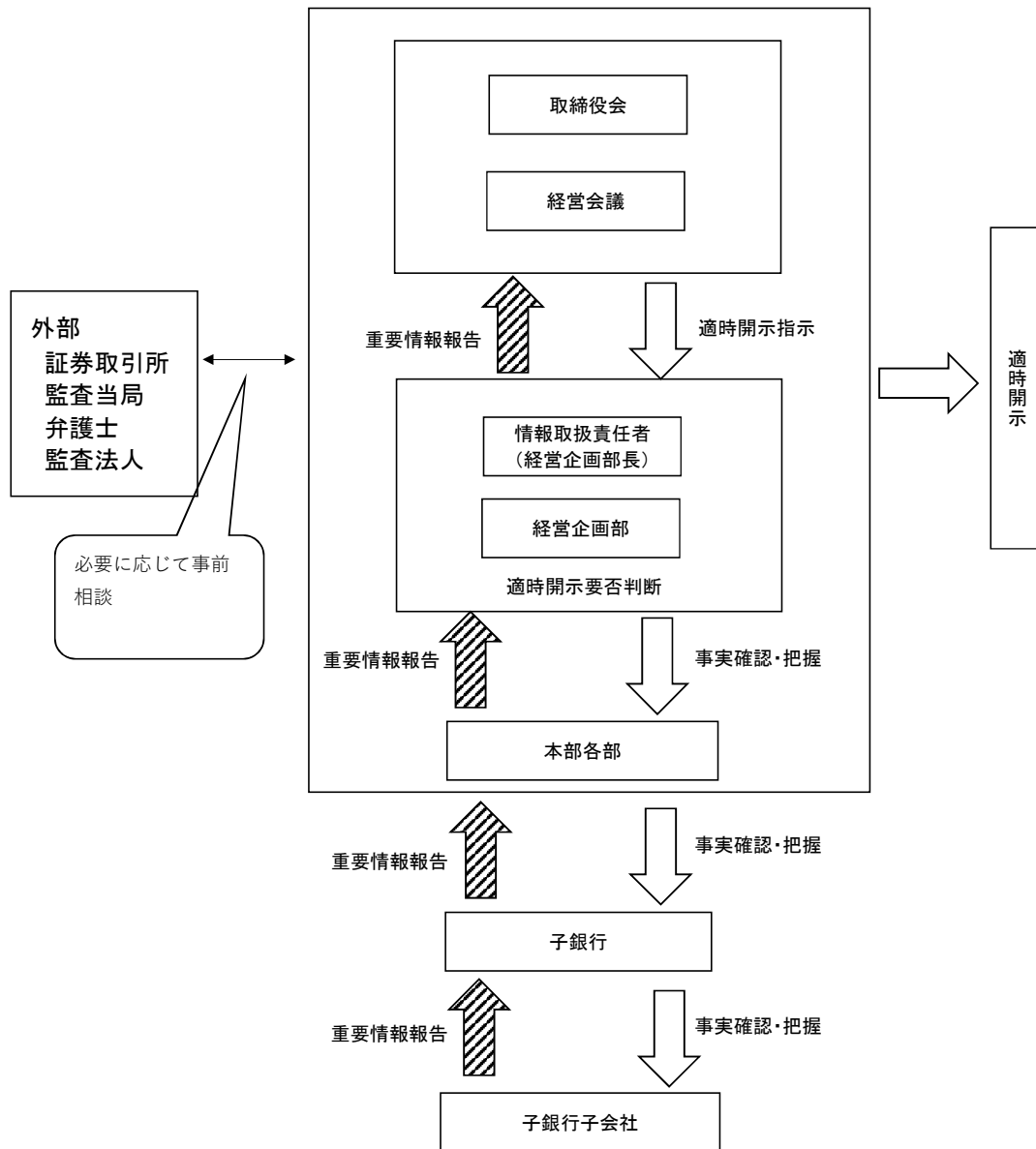
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンスの体制



適時開示に係る社内体制図



あいちFG スキル・マトリックス

監査等委員である取締役を除く候補者一覧

| 氏名 | 役職 | 候補者が有する専門性・経験 | | | | | | |
|-------|----------|-------------------|----|-------|--------------|--------|------|------|
| | | 企業経営/ サステナビリティ | 金融 | 財務/会計 | 法務/ リスク管理 | ITシステム | 人事労務 | 地方創生 |
| 伊藤 行記 | 代表取締役社長 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 小林 秀夫 | 代表取締役副社長 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| 藏富 宣彦 | 取締役 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 松野 裕泰 | 取締役 | ○ | ○ | | | | | ○ |
| 吉川 浩明 | 取締役 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| 早川 誠 | 取締役 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 鈴木 規正 | 取締役 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | |
| 伊藤 謙二 | 取締役 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 瀬林 寿志 | 取締役 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ |

監査等委員である取締役候補者一覧

| 氏名 | 役職 | 候補者が有する専門性・経験 | | | | | | |
|--------|--------------|-------------------|----|-------|--------------|--------|------|------|
| | | 企業経営/ サステナビリティ | 金融 | 財務/会計 | 法務/ リスク管理 | ITシステム | 人事労務 | 地方創生 |
| 加藤 政宏 | 取締役(常勤監査等委員) | ○ | ○ | | | | ○ | |
| 江本 泰敏 | 社外取締役(監査等委員) | | | | ○ | | | |
| 柴田 雄己 | 社外取締役(監査等委員) | ○ | | ○ | ○ | | | |
| 村田 知英子 | 社外取締役(監査等委員) | | | ○ | | | | |
| 栗本 幸子 | 社外取締役(監査等委員) | | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 我妻 巧 | 社外取締役(監査等委員) | ○ | ○ | | | ○ | | |